２０１９年１１月１日発行

村尾光子の下野（しもつけ）市議会報告

（第56号）

連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ：0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp



令和１年第3回定例会(9月5日～9月27日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

○諮問（3件）
・人権擁護委員候補者の推薦同意（中川賢一･津野田久江･永山登志子の3氏）

○同意(6件)
・政治倫理審査会委員の選任（市村充章･田中民樹子･大久保芳雄･山口 哲･若﨑義和･稲葉一雄の6氏）

○報告（10件）
・H30年度一般会計、公共下水道会計、水道事業会計の継続費精算報告書
・H30年度健全化判断比率及び資金不足比率について
・出資団体の経営状況説明書（農業公社、道の駅しもつけ、グリムの里いしばし）
・教育委員会点検･評価報告書
・専決処分事件（損害賠償、2件）

○決算認定(9件)
・H30年度会計決算認定（9会計）

○R1年度会計補正予算(7件)

○条例制定(2件)
・会計年度任用職員の給与等条例
・森林環境整備促進基金条例

○条例改正(3件)
・市税条例　・印鑑条例　・水道事業給水条例

○工事変更請負契約：石橋中学校大規模改修工事

○その他(2件)
・財産の貸付け（コミュニティ FM 放送施設設備）
・財産の取得（自動起動型防災ラジオ3,000台購入）

■会派代表質問：3議員、一般質問：8議員が質しました。

令和１年第4回定例会は11月28日（木）開会予定

猛暑、そして相次いだ大型台風の襲来。今年もまた自然異変の恐ろしさを痛感しました。被災された皆様、特に2015年に続いて再び被災された方々には誠にお気の毒でした。お見舞い申し上げます。

市内では、特に河川流域での道路、公共施設、農業施設等の被害が想像以上に大きく、早期の復旧が求められています。防災対策の見直しが必要と感じています。

《下野つばさの会公開講演会》

その人らしく輝き続ける介護
～ STAY GOLD ！ ～

講師　横木淳平さん
介護付き有料老人ホーム“新（あらた）”施設長



とき　11月25日（日）
午後1時30分～3時30分
ところ　生涯学習情報センター研修室
参加費：無料（定員 40 人、誰でも参加可、但し先着順）

村尾光子の
議会報告＆意見交換会



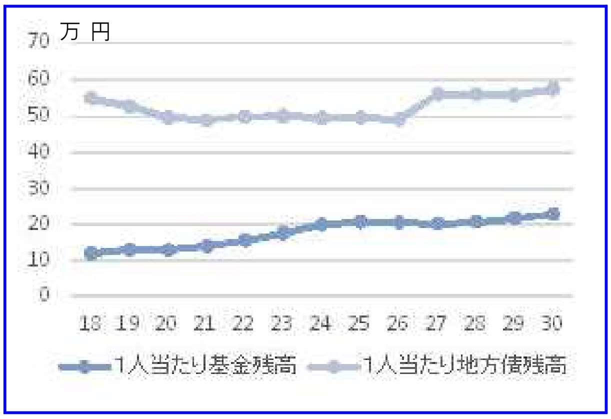
11月10日(日)13:30～15:30
グリーンタウン･コミュニティセンター 研修室
議会報告：村尾光子
どなたでもお気軽にお出かけください。

■H30年度会計決算状況　　～健全財政を維持、県内では優良の成績～

《歳出決算額と地方債･基金現在高》　(単位:億円)

(億円)	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24
普通会計歳出合計額	386.4	371.0	389.0	407.7	345.4	349.8	330.6
ｳち一般会計歳出決算額	257.2	237.3	253.0	276.3	222.3	232.3	214.6
市税収入額	97.6	96.0	94.4	93.8	94.3	92.3	91.2
歳入に占める割合　%	35.6	38.2	35.4	31.6	39.9	37.8	40.0
普通会計起債残高合計	345.2	336.1	337.0	335.8	298.7	298.8	298.0
市民1人当たりの額(万円)	57.5	55.9	56.1	56.1	49.3	49.7	49.6
各基金残高合計	137.6	131.2	124.9	121.6	123.7	124.7	120.6
市民1人当たりの額(万円)	22.9	21.8	20.8	20.3	20.6	20.7	20.1

H30年度も後年度に備え積極的に基金積立に努めた。
基金積立金11億5173万円、起債(借金)36億2190万円。



＊一般会計での1人当たりの積立金額は県内14市中、高額順に2位、同様に地方債残高は少額順に11位

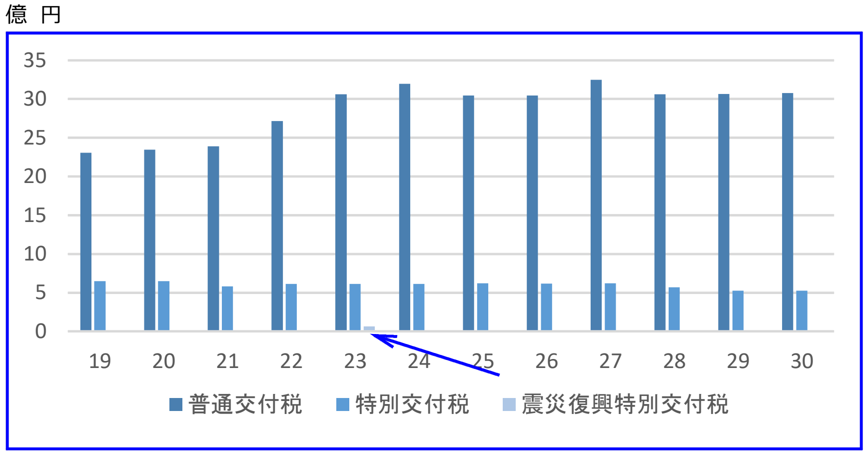
水道会計は未算入。H30 年度末は企業債残高:23 億 5573 万円、積立金残額:6 億 7370 万円、今議会では決算未処分利益剰余金 2 億 6482 万円のうち 1 億 6500 万円の積立てと 9850 万円の資本金組入れを議決。

《地方交付税額の推移》

普通交付税は、10 年間の合併特例期間が終了し H28 年度から減額が始まっているが、前年度より 1195 万円増の 30 億 7824 万円となった。合併特例債償還費の 70 %が基準財政需要額に算入され、この償還費分が増加しているため。

普通交付税＝基準財政需要額―基準財政収入額

議会費も普通交付税に算定されている！
包括算定経費として単位基準 185 百万円(人口 10 万人当たり)。下野市は人口 6 万人、財政力指数 0.76 なので **2660 万円の交付**(財政課長)。

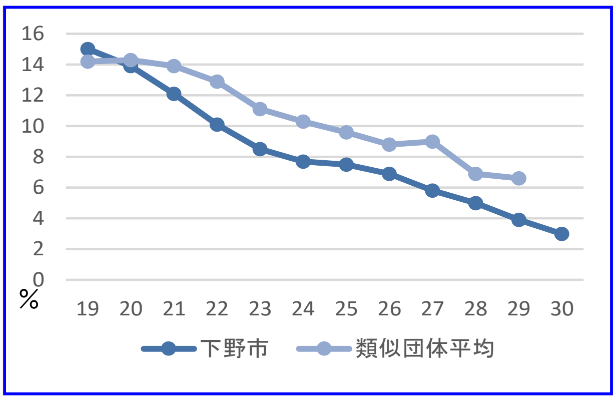


《財政健全化指標》

《健全化判断比率》　計算上、黒字は負の値となり、｢－｣と表記する。H30 年度も健全財政を維持

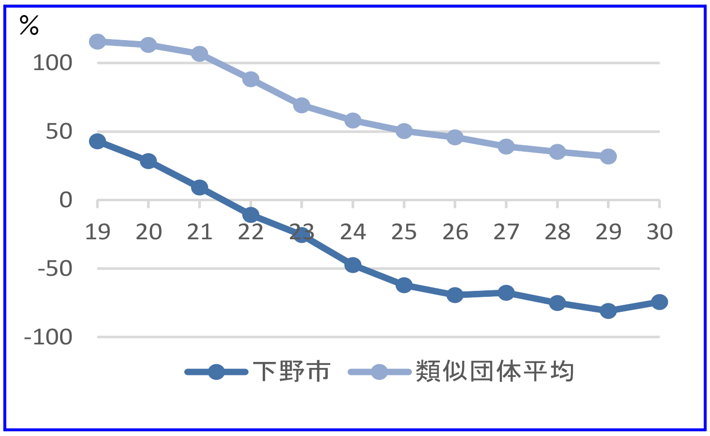
(単位:%)	H30 年度	H29 年度	H28 年度	H27 年度	H26 年度	H25 年度	H24 年度	H30年度早期健全化基準
実質赤字比率	－(－ 10.72)	－(－ 8.52)	－(－ 8.18)	－(－ 11.55)	－(－ 8.82)	－(-7.66)	－(－ 8.05)	12.80
連結実質赤字比率	－(－ 22.14)	－(－ 23.17)	－(-20.75)	－(-19.33)	－(-19.33)	－(-18.43)	－(-18.73)	17.80
実質公債費比率	3.0	3.9	5.0	6.9	6.9	7.5	7.7	25.0
将来負担比率	－(-74.4)	－(－80.8)	－(－75.1)	－(-69.4)	－(－69.4)	－(-62.0)	－(-47.5)	350.0

《実質公債費比率》
標準財政規模に対する借入金返済額の割合



H30 年度の公債費は 25 億 7029 万円で、歳出全体の 10.0 %を占める。公債費比率は県内 14 市中低い順で第 1 位

《将来負担比率》標準財政規模に対する借入金の割合



H30 年度も基金積立てに努力した。将来負担比率は県内 1 位維持。H29 、28 年度も同様に全国の類似団体 85 中 1 位。

《一般会計財政指標》　標準財政規模：147億1070万円(制度的に与えられた経常一般財源の額)

	H30	H29	H28	備　　考
財政力指数	0.760	0.768	0.782	1に近いほど財源に余裕がある
経常収支比率(%)	87.0	87.1	86.2	低い方が良い。
実質収支比率(%)	10.7	8.5	8.2	3.0 ～ 10.0 %が標準
経常一般財源比率	95.2	95.2	94.1	100を超えるほど一般財源に余裕
一般財源の構成比(%)	66.4	68.9	67.4	高いほど財源が安定的である
投資的経費構成比(%)	21.8	17.2	17.2	構成比率が高いほど積極的
義務的経費構成比(%)	39.2	42.6	42.1	高いほど財政が硬直化している
公債費負担比率(%)	13.9	14.5	17.7	15 ～ 20 %：要注意

◆令和2年4月までに監査基準を新たに規定(地方自治法改正)

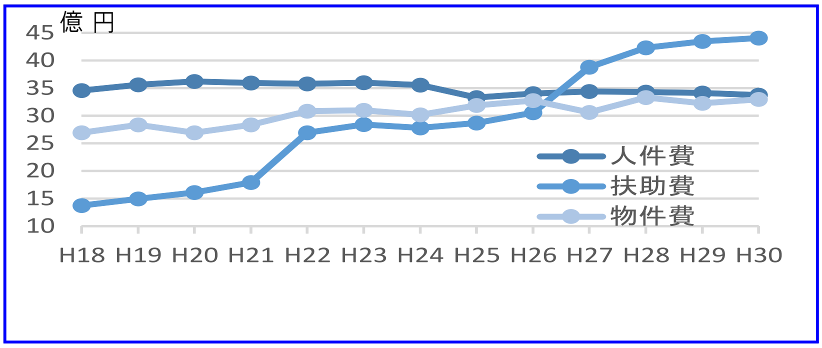
下野市監査基準は全国都市監査委員会策定の都市監査基準に則して策定されている。新基準も同様に策定の予定。

地方自治法改正により監査機能の充実強化(監査委員は監査基準を定め、公表、勧告制度の創設、議会選出監査委員の義務づけ緩和等)等が規定された。

勧告制度：監査委員は監査の結果、議会、長等が特に措置を講ずる必要があると認める事項については、その者に対し理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、勧告を受けた者は、必要な措置を講じ、その内容を監査委員に通知しなければならない。どう運用されるか、注視する。

《気になる義務的支出、人件費・扶助費・物件費の動向》

	H30 年度	H29 年度	H28 年度	H27 年度
歳出総額	257億2769	237 億 3243	253 億 0723	276 億 3266
人件費(給与・報酬)	33億7147	34 億 1365	34 億 2986	34 億 3831
扶助費(生・保・子ども手当 自立支援・医療費助成等)	44億0635	43 億 4805	42 億 3093	38 億 7624
物件費(賃金・委託費等)	32億9870	32 億 2320	33 億 2935	30 億 5873



人件費：歳出総額の 13.1 %、前年度より4217 万円の減額となった。H29 年度の人口千人当たりの職員数は5.77 人で類似団体平均 6.20 人、栃木県平均 6.77 人を下回った。

扶助費：歳出総額の 17.1 %、額は年々増加している。児童手当・児童扶養手当 10 億 6148 万円、こども医療費(15 歳まで)2 億 3278 万円、生活保護費 6 億 4815 万円等。

物件費：歳出総額の 12.3 %。賃金、旅費、需用費、委託料 19 億 9976 万円等。指定管理や民間委託が進むと増加する。

■特別会計決算　(H30 年度末)

(単位：万円)	歳入総額	歳出総額	地方債残高
国民健康保険	66 億 3719	61 億 9527	—
後期高齢者医療保険	6 億 0094	5 億 9696	—
介護保険(保険事業)	41 億 6337	38 億 4524	—
公共下水道事業	17 億 3854	16 億 5450	66 億 8664
農業集落排水事業	4 億 5679	4 億 2939	18 億 3671
石橋駅周辺区画整理事業	1546	793	—
仁良川地区区画整理事業	8 億 3576	6 億 3764	2290
水道事業収益的収支	10 億 8668	8 億 6297	23 億 5573
資本的収支	1 億 8243	5 億 6304	

公共下水道事業会計はH31年度から水道事業会計と同様の公営企業会計に移行した。企業会計としての独立採算が課せられる。収益性は水道事業より厳しいようだ。

不足額は当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金で補填

《主な基金現在高》

(単位：万円)	H30年度末	H29年度末		H30年度末	H29年度末
財政調整基金	16 億 8385	20 億 0220	地域づくり事業推進基金	4 億 4594	4 億 4249
減債基金	28 億 9852	30 億 7884	地域福祉基金	4 億 4799	4 億 4191
庁舎等整備基金	11 億 9969	13 億 0168	保健福祉施設整備基金	3 億 5920	3 億 6918
公共施設整備基金	29 億 9407	21 億 2412	**土地開発基金**(現金)(＊)	5 億 3689	6 億 8030
地域振興基金	15 億 7333	15 億 9769	国保財政調整基金	8 億 2016	5 億 6108
道の駅しもつけ基金	1 億 2107	1 億 0471	介護給付費準備基金	5 億 2094	4 億 0254

合　計　**H30年度末 137億6445万円**(H29 年度末 131 億 2594 万円)

＊土地開発基金は現金の他に土地を取得(**1 億 4360** 万円、義務教育学校用地を含む：**R** 元年度一般会計で取得する)

＊一般会計の基金は定期預金と有価証券で保有、**30** 年度の利子及び運用益は **4322** 万円であった。

■ R2 年度から会計年度任用職員制度を導入、
― 会計年度任用職員の給与等条例を制定 ―

正規･非正規職員間の賃金格差を是正し、同一労働同一賃金を推進するため、地方公務員法･地方自治法が改正され、令和2 年度から会計年度任用職員制度を導入する。

会計年度任用職員とは： 会計年度を超えない範囲内で任用される非常勤職員

＊現行の臨時職員、非常勤職員制度はH31 年度末に廃止

勤務条件	①任期：会計年度を超えない1 年以内 ②勤務時間：フルタイムの職(常勤職員と同じ勤務時間) パートタイムの職(常勤職員より短い) ③人事評価の実施
報酬･手当	①フルタイムの職の場合は給料(2 級制125 号からなる行政職給料表及び臨床心理職給料表を規定)、パートタイムの職の場合には報酬を支給、現行の額を原則維持する。 ②期末手当(2.6 か月分)、フルタイム会計年度職員には通勤費(費用弁償)、時間外手当等も支給
任用	①公募を原則とし、競争試験または選考により採用 ②公募によらない再度の任用は2 回まで可(最長3 年間、但し人事評価で良好な結果の場合)
休暇･休業	①勤務日数、任用年数に応じた年次有給休暇の付与 ②有給の慶弔休暇等の付与 ③無給の育児･介護等の休暇･休業の付与

※国際交流員、交通指導員はパートタイム会計年度任用職員とし、報酬月額をそれぞれ28～33 万円、6 万円とした。

《行政職給料表の等級別基準職務》

1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

《下野市の臨時職員･非常勤職員の現状》合計360人

非常勤職員	149 人	市税徴収嘱託員、家庭相談員、介護認定調査員、資料館嘱託員、学校生活支援員、学級支援指導助手
臨時職員	211 人	一般事務、保健師、保育士、看護師、管理栄養士、栄養士、助産師、作業員、用務員

※上記の職(合計360 人)は全て会計年度任用職員に移行する。

［35 時間／週、1 年間任用、期末手当支給月数2.6 月とした場合の報酬等の増加見込額は　約1 億2 千万円］

※ H31 年度当初予算書での非常勤特別職の人数は2,000 人。教育委員、社会教育委員、学校医等の専門性を持つ職は非常勤特別職として継続する。

法改正では、非常勤特別職は「学識･経験のある人」に、また、臨時的任用職員は「常勤の欠員が生じた場合」にそれぞれ厳格化された。地方公務員法第3条3項では特別職とする職が明記されている。

下野市自治会長設置規則によると、自治会長を非常勤の特別職として委嘱し、その職務は「市の行政事務」のうち広報配布、一般周知事項に係る文書配付、災害発生時の被害調査･救援物資等配付、市と自治会住民の連絡など5項目を掲げている。この職務を見ると一般職であり、特別職とは言いがたいと思う。

「会計年度任用職員制度導入に向けた事務処理マニュアル(第2版)」(総務省、H30年10月発出)には次のQ&Aが掲載されていた。

問　地方公共団体と地区住民の連絡調整を行う「区長」など、勤務時間の把握が困難である職について、引き続き特別職非常勤職員として任用することは可能か。

回答

○改正法により、特別職非常勤となる対象の要件が厳格化された趣旨を踏まえれば、単に勤務時間の把握が困難であるという理由のみで特別職として任用することは適当ではない。

○また、例えば「区長」について地方公務員として任用するのであれば一般職とすべきであるが、地方公務員として任用するのではなく、文書の回覧･配布などといった業務について委託することも考えられる。

上記によると、行政事務を担うのであれば一般職と解され、自治会長の職はパートタイム会計年度任用職員へ移行すべきとは思う、が、文書配付等の業務は委託とすることがより好ましいのではないか。

自治会長の職を非常勤の特別職とするなら、地方公務員法第3条3項のどこの号に該当するのだろう？

審議では、準備不足のためこの点を質すことなく賛成してしまった。近く非常勤特別職の報酬等条例改正案が提案されるはず、改めて質したい。

《地方公務員法》　(H29 年5 月29 日成立)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3 条　地方公務員(地方公共団体)及び特定地方独立行政法人の全ての公務員をいう。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2　一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3　特別職は、次に掲げる職とする。

一　就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二　地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二　法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずる者を含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二　都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三　臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)

三の二　投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

四　地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五　非常勤の消防団員及び水防団員の職

六　特定地方独立行政法人の役員

■市税条例改正

消費税 10 ％引き上げや地方創生の推進、都市･地方の持続可能な発展のための地方税法等の一部改正に伴い、市税条例を改正した。

【主な改正点】

(1)個人市民税

①**申告書の記載事項の簡素化**(令和 2 年 1 月 1 日～)

年末調整を受けた給与所得者が市民税申告書を提出する場合、各種所得控除額がその適用額と同額の場合は、その内訳を記載しなくてよい。

②**扶養親族等申告書**(令和 2 年 1 月 1 日～)

単身児童扶養者(児童扶養手当受給者で、前年の合計所得が 135 万円以下である未婚のひとり親等)も個人市民税に係る扶養親族等申告書を提出

③**単身児童扶養者の個人市民税を非課税に**(令和 3 年 1 月 1 日～)事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親の個人住民税を非課税とする。

(2)軽自動車税

①**環境性能割の臨時的軽減**(令和元年 10 月 1 日～)

令和元年 10 月 1 日から 2 年 9 月 30 日までに取得した自家用軽自動車の環境性能割りを臨時的に！％軽減する。

区　分	現行税率	改正後
電気自動車 令和 2 年度燃費基準＋ 10 ％達成	非課税	非課税
令和 2 年度燃費基準達成	1 ％	非課税
それ以外の車	2 ％	1 ％

②**種別割(軽自動車税)のグリーン化特例**

環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車(軽自動車)に係るグリーン化特例(軽課)の対象を電気自動車と天然ガス自動車に限定する。消費税引き上げに配慮し、現行の特例措置を 2 年間延長する。

区　分		現行	改正後	
取得期間		H30.4.1 ～ H31.3.31	H31.4.1 ～ R3.3.31	R3.4.1 ～ R5.3.31
課税年度		R 元年度	R2･3 年度	R4･5 年度
電気自動車 天然ガス自動車		75 ％軽減	75 ％軽減	75 ％軽減
ガソリン	燃費基準＋ 30 ％達成	50 ％軽減	50 ％軽減	軽減なし
	燃費基準＋ 10 ％達成	25 ％軽減	25 ％軽減	軽減なし
施行日		―	R 元年 10.1	R3.4.1

※ガソリンは乗用のガソリン車、燃費基準は R2 年度のもの

③**環境性能割と種別割の賦課徴収の特例**(R 元年 10.1 ～)

燃費性能等の偽りその他の不正な手段により納付すべき額に不足額があった場合は、不足額の 10 ％の金額を加算する。

■印鑑条例の一部改正　(令和元年 11 月 5 日施行)

女性の活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令等が改正され、住民票、個人番号カード等へ旧氏の併記が可能となる。旧氏による印鑑登録もできるようにするため、また、「市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」の基本理念の実現、及び個人番号カードを普及させるために、総務省発出「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正(通知)」に準拠して改正する。。

旧氏：その人の過去の戸籍上の氏のこと。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されている。

旧氏記載の請求、旧氏確認の方法：

○旧氏(1 人一つ)の記載を希望する者は、住所地市区町村に請求する。

○請求者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するための当該旧氏が記載された戸籍謄抄本と一緒に、個人番号カード(通知カード)を持参する。

【印鑑条例の改正点】

(1)印鑑の登録：印鑑登録原票に印影のほか登録すべき事項 7 項目のうち、氏名、男女の別について改正

●氏名 ⟶ 氏に変更があり住民票に旧氏が記載されている場合は氏名及び当該旧氏

●男女の別 ⟶ 削除

(2)印鑑登録証の交付：印鑑登録証は現行の市民カード、個人番号カード兼印鑑登録証のほか、「**印鑑登録証及び利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード**」を追加する

下野市の実態は分からないが、社会全体では結婚して姓が変わっても、旧姓を使用しながら社会活動をしている（特に）女性が増えているようだ。旧氏併記は住民票や個人番号カードに旧氏を併記することで、各種契約、銀行口座名義、就職･転職時の本人確認証明に役に立つとのこと（総務省HP）。個人番号カードを普及したいとの真意があるようだが、性別記載不要とするなど、結構なことと思う。

■石橋中学校大規模改修工事、

4396 万 7 千円増の工事請負変更契約を締結

【工事変更内容】

校舎大規模改修	外壁改修　3410 万円 内装改修　483.6 万円 塗装改修　294 万円 発生材処分 264.6 万円	5930 万 7 千円
トイレ改修	内装改修･塗装改修	
玄関設置	来客用玄関設置追加	
庇設置	2 階昇降口アルミ庇追加	
電灯設備	来客用玄関電灯追加	80 万円
雨水配管	現状良好、撤去改修取止め	△ 1614 万円

※県発行工事単価表に基づき、設計事務量に則り市が積算

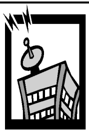
10月13、23日、議会災害対策支援本部が招集され、台風19号の被害状況の説明を受けた。市内各校ではこれまでになく浸水･雨漏りなどの被害が発生。特に姿川に隣接している石橋中学校･グリム保育園の被害は大きかった。石中は大規模改修中の校舎と仮設校舎が床上浸水30㎝、東の正門が流され、仮設校舎･工事現場東側囲いが倒壊した。本校舎工事のやり直しが必要とのこと。更なる補正予算が必要となりそうだ。完成間近だったのに、無念。現在は授業ができている。少し北側にあるきらら館、特養老人ホームも被災した。早期復旧を願う！



■財産の貸付け

コミュニティFM放送局開局につき施設を無償貸与

下野市コミュニティFM放送は公設民営、本年12月20日開局予定で準備が進められている。放送事業者に土地、スタジオ施設、放送設備を無償で貸し付ける。



1 貸し付ける財産 ①土地　祇園1丁目17番地　宅地500 m² ②建物　スタジオ建屋(木造平屋建て) 135 m² ③設備　放送局設備 スタジオ設備、マスター設備：祇園1丁目17番地 送信設備、緊急割込装置:笹原26番地(市庁舎)	
2 貸付期間	令和元年12月1日～6年10月31日
3 貸付金額	無償
4 貸付け相手方	ケーブルビジョン株式会社(栃木市大平町)
5 貸付けの条件	貸し付ける財産は、下野コミュニティFM放送局「FMゆうがお」の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。

※今後、緊急告知に関する災害協定締結、
※電波使用免許は放送事業者が取得、電波は87.9MHz、5年ごとに更新する

■財産の取得

下野市コミュニティFM「ゆうがお」の電波を通じて防災・災害に関する情報を発信する。「自動起動型防災ラジオ」は、電源を切っていてもJアラートや緊急地震速報などの緊急情報を瞬時に受信し、自動で起動する。無償貸与、有償頒布する。

財産の種類	自動起動型防災ラジオ3,000台
取得方法	指名競争入札
取得価格	2,706万円(含消費税)
取得の相手方	ワタナベ電器(下野市)



※**無償貸与対象者**：自治会長、民生児童委員、消防団幹部、視覚障害者(1、2級手帳保持者)、80歳のみ高齢者世帯
有償頒布対象：市民、市内の事業者5,000円／台
(75歳以上高齢者のみの世帯は2,000円)

■一般会計補正予算

6億8107万1千円追加、予算総額281億8857万7千円に

【主な歳入】

○森林環境譲与税　300万円
○地方交付税　3億0581万円
○地方創生推進交付金　1310万円
○児童福祉費補助金　1億8896万円
子どものための教育·保育給付交付金　7130
子育てのための施設等利用給付交付金　1320
子ども·子育て支援臨時交付金　1億0440
○教育費国庫補助金　△1978万円
第二中学校校庭改修費補助不採択、財源振替に
○県補助金　2677万円
○特別会計繰入金　1億6394万円
H30年度会計決算により5特別会計から
○基金繰入金　△10億円
○前年度繰越金　10億7806万円
○市債　△7300万円
臨時財政対策債　△8,000、合併特例債△3,750
学校教育施設等整備事業債　4,450

【主な歳出】

○基金積立金　3億8029万円
○国分寺西小跡開発申請図書作成委託費　1191万円
○旧国分寺西小改修工事基本設計委託費　329万円
就労継続支援B型作業所部分
○保育園事業　1億9361万円
無償化(10月～)に伴う教育·保育施設給付費
委託料(私立)1億7160、扶助費(公立)2,200
○がん患者医療用ウイッグ等購入補助金(追加) 78万円
○農業費　2258万円
ゆうがおパーク活性化支援業務委託 100
森林環境整備促進基金積立金 300
○商工費　1813万円
産業団地整備(大規模開発事前協議資料作成等委託費) 1,555、天平の丘公園内トイレ改修 227
○市道1－8号線、2－1号線他整備費　1739万円
○風土記の丘資料館樹木伐採抜根委託費　1399万円

《職員による公金詐取事件についての経過報告より》　―於8月29日、議員全員協議会―

1　損害金額の確定

本年4月15日　損害賠償請求の提訴
7月8日　判決　損害額3715万3619円に確定

損害額　3715万7619円
既確定額　194万5668円
今回確定額　3521万1951円

2　回収金額

口座差押え等により新たに19万3630円を回収した。

回収金額　130万623円(R元.7.31現在)
前回報告額　110万6993円
今回報告額　19万3630円

※**前回報告額110万6993円についてはH30年度決算書の諸収入·雑入·弁償金の項に計上されている。**

3　公金詐取事件に係る所得税の還付

事件発生直後にシステム会社及び警察立ち会いのもとに検証した結果、名義を使用された職員の給与支払額と同額が減額処理されるようデータが改ざんされており、**所得税については税務署に支払われていないと判断した。**

しかし、裁判の供述調書全文を確認したところ、「公金を詐取する際に給与システムが自動計算した所得税を毎月税務署に納付していた」旨の記述を確認した。

改めて給与システムのデータを確認したところ、所得税として144万6940円が税務署に過誤納されていたことが判明した。直ちに税務署に還付手続を行い、8月16日に還付された。

還付額　144万6940円
内訳　H28年分(8～12月) 45万4841円
H29年分(1～11月) 99万2099円

また、**コンプライアンス推進指針**の策定し、コンプライアンス推進本部を設置して**コンプライアンス推進計画**を策定したとの報告も受けた。(どちらも市ホームページで閲覧可能)




村尾光子の

一般質問

水循環基本法とその基本計画はあまり認知されていないようだった。地下水の持続可能な利用のためには、地下水マネジメントが欠かせない。今後の大きな課題だと思う。



水循環基本法にどう対応するのか

H26 年、「水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。」として議員立法で水循環基本法が制定された。内閣府には水循環政策本部が置かれ、水循環基本計画が閣議決定されている。本市の取り組みを質した。

(1) この法律及び水循環基本計画をどう受け止め、どのように対応するのか。積極的に取り組む意向はあるのか。

①地方公共団体は自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第5条) と規定されている。どのように進めるのか。

②流域水循環協議会、地下水協議会は設置されているのか。

【広瀬市長】 この法律は水循環に関する施策について、基本理念や国、地方公共団体、事業者、国民という水循環関係者の責務が明確に示され、水循環に関する施策の総合的かつ一体的に推進することにより、経済社会の発展及び国民生活の安定向上に寄与するものとされている。

①地方公共団体の役割は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うために、必要な体制の整備を図り、その施策に住民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとしている。

また、5つの基本理念や８つの基本的政策が定められている。水は人が生きていく上で欠かすことのできない限りある資源であり、循環する過程で動植物の生態系の保全、人々の生活、産業活動に重要な役割を果たし、産業や文化を育んできた。法に定める施策は重要であり、流域等を基本とする広域的な取組が必要である。本市の施策策定は市単独ではなく、県を初め、水循環を構成する流域を基本とした近隣自治体との連携により定める必要がある。

②流域水循環協議会は、県を含む地方公共団体、事業者団体、住民等が一体となって設置し、現在及び将来に向けた課題や目指すべき姿を共有しながら個別施策を実施するための流域水循環計画を策定する組織である。

地下水協議会は、地下水の実態把握、保全、利用、涵養、普及・啓発等に関して基本計画を定め、関係者の連絡調整のために必要に応じて設置する組織である。

いずれの組織も設置には広域的な流域に関係する自治体との連携が必要である。まだ設置はされていない。

(再質問) 早期に水循環基本法・基本計画に基づく対応を進めるよう、市として提案できないか。

【広瀬市長】 県が主体となり一体的に進めるのが良いと考える。市長会等で機会があれば発言したい。

《水循環基本法》

○目的 (第1条)

水循環に関する施策を総合的且つ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

○定義 (第2条)

1. 水循環：水が蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること
2. 健全な水循環：人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

○基本理念 (第3条)

1. 水循環の重要性
2. 水の公共性
3. 健全な水循環への配慮
4. 流域の総合的管理
5. 水環境に関する国際的協調

○国・地方公共団体等の責務 (第4条～第7条)

○関係者相互の連携及び協力 (第8条)

○施策の基本方針 (第9条)

○水の日 (8月1日) (第10条)

○法制上の措置 (第11条)　○年次報告 (第12条)

○水循環基本計画 (第13条)

○基本的施策 (第14条～第21条)

1. 貯留・涵養機能の維持及び向上
2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
3. 流域連携の促進
4. 健全な水循環に関する教育の推進等
5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
7. 科学技術の振興
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

○水循環政策本部 (第22条～第30条)

水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

《組織》		
	本部長	:内閣総理大臣
	副本部長	:内閣官房長官
		水循環政策担当大臣
	本部員	:すべての国務大臣

～内閣官房水循環政策本部事務局 HP
「水循環基本法の概要」から抜粋～

(2) 地下水涵養に取り組まれたい。
雨水ます設置推進、水田湛水、市民意識の醸成などについてはどうか。

【広瀬市長】 降雨や河川水などが地下浸透して、地下水を含む

帯水層に水が補給されるという地下水涵養は、生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。近年は市街化の進行に伴い、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われて、雨水が地下に染み込みにくくなり、雨水流出量の増大や湧水の枯渇、河川の平常流量の減少等が顕在化している。

地下水の涵養策として、水環境を支える平地林や農地、水辺環境の保全、道路・歩道・駐車場等の透水性舗装、宅地や市街地での雨水ますの設置などが考えられる。

本市では合併当初より「雨水浸透施設設置要綱」を定め、また、開発指導要綱や建築物等指導基準に基づき、地下浸透ます設置について指導している。

市民意識の醸成として、県道路河川愛護連合会河川部会が主催する河川美化活動や河川愛護ポスターコンクールへの児童・生徒の参加を促し、また、多面的機能支払い交付金事業による農業・農村地域の農地や水路保全のための協働活動への支援、水道施設見学の小学生への水の大切さをPRする事業を継続していく。

(再質問) 冬水たんぼ、夏水たんぼなどの水田湛水を推進されたい。関係者と協議会などを設置し、実施の可能性を検討できないか。

【瀧澤建設水道部長】 下野市では実施していないが、小山市では冬水たんぼで栽培した米をブランド米として販売している。

冬水田んぼは減農薬、減化学肥料のメリットがあるようだが、河川水利用の場合には取水時期の制限や水利権、管理などの問題がある。

【栃本産業振興部長】 水田湛水については、県の栽培メニューに用意されている。生産者には機会を見て、一つの栽培方法として紹介・提案させていただく。

(再質問) 今定例会に設置条例案が上程されている森林環境整備促進基金を活用して、下野市の水源となる地域、自治体と連携して植林活動などの地下水涵養に取り組めないか。

【広瀬市長】 地下水の保全の部分も考えながら、また、他自治体の土地を取得するのは地方自治法上難しいと思うので研究しながら、森林環境税の使途について考える。



《森林環境整備促進基金条例》： 今定例会で可決

設置目的： 下野市における間伐や、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業の経費に充てるため。

積立財源： R元年度から交付される森林環境譲与税。

森林環境譲与税の原資は、**R6**年度から災害復興住民税に替わって課税される森林環境税(年額**1000**円/人)。課税開始までは国の譲与税特別会計が借入をして交付する。市町村配分額は、私有林人工林面積**50**%、林業就業者数**20**%、人口**30**%の割合で算定され、本年度の下野市配分額は**300**万円の予定。

栃木県では県税「とちぎの元気な森づくり県民税」(年間700円/人、課税期間R9年度まで)との充当事業の分担を協議するため、県・県内市町とで栃木県森林管理推進協議会を設置した。森林所有者に今後の管理についての意向調査を実施し、二つの税源でそれぞれ実施する事業の分担を協議する。市内の森林所有者は49名。

森林環境譲与税は自治体の私有林面積、林業従業者数、人口により配分されるので、自治体内での活動に充てられるものと考える(産業振興部長)。 ―経済建設常任員会―

(3) 地下水は貴重な資源である。できるだけ長く利活用するために、地下水の実態調査実施を。

昨年、大島議員の一般質問に答えて市長は地下水の調査をしたい旨言及された。実施する計画はどのようか。

多くの市民は水道水源に表流水を導入することに納得していない。地下水が枯渇などの危機的状況にあるのか、安定的に利用が見込めるのかは市民の理解を得る上で不可欠な情報であり、地下水調査は必要である。

【広瀬市長】 水道事業で現在稼働中の井戸、及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」により指定揚水施設に申請された市内全域の井戸について、諸元や毎年報告される揚水量のデータ整理の検討を始めた。今後、これらを分かり易くまとめたい。

(再質問) (水源に表流水を混ぜるという) 水道水問題に対して納得できない市民が多く、地下水についての調査を求めている。

広域レベルでの調査は実現の時期が見通せないので、地下水学会などの団体や機関が発表している地下水、地層に関するデータを収集・整理して、「下野市の地下水事情」のような資料集の発行はできないか。

【瀧澤建設水道部長】 上水道で使っている井戸33箇所と届け出制に基づく井戸200箇所以上の諸元(機械機能)・揚水量などをまとめることはできる。しかし、見積もりでは水道用井戸のマッピングだけで500万円位かかる。どれだけの情報を盛り込むか、成果品の使い勝手、費用などを研究しなければならない。

「下野市の地下水資料集」発行については確約をとらないでしまった!! しかし、質問後、水道課長はインターネット上でいくつかの資料を検索、研究していた。また、地下水保全と涵養、地下水水位観測などに先進的に取り組んでいる福井県大野市への常任委員会の行政視察(10月1～2日)にも同行した。資料集発行に期待している。私も情報提供等、協力を惜しまない。

本年8月に内閣官房水循環政策本部事務局が発表した「地下水マネジメントの手順書―身近な資源を地域づくりに活かすために」でも、「地下水マネジメントの導入段階では、地域の地下水に関する文献、調査資料等の既存資料を収集し、地下水の概要や地下水障害の履歴等について整理する必要がある」と説明し、資料を公表している機関なども紹介している。参考にしたい。

後期高齢者医療被保険者証をカードタイプにして



現在発行されている被保険者証は、以前の国民健康保険被保険者証と同じ大きさである。携帯しやすいように、現在の国保被保険者証と同様のカードタイプとすることはできないか。

【広瀬市長】後期高齢者医療制度は、都道府県単位ごとに全ての市区町村で構成する後期高齢者医療広域連合が運営主体となっている。広域連合では被保険者証の交付などの資格管理、保険料の決定、医療の給付などを行い、市では保険料徴収、申請・届出の受付などの窓口業務を分担している。

被保険者証の型式は、広域連合が法律施行規則に基づきはがきタイプかカードタイプを選択し、広域連合規則に定めている。

はがきタイプとしている理由は①カードタイプより記載する文字が大きい、②限度額適用標準負担限度額認定証などの様式が国の規則によりはがきタイプと定められており、はがきタイプの保険証と一緒に携帯しやすい、③カードタイプと比較してコストが安い、の3点である。

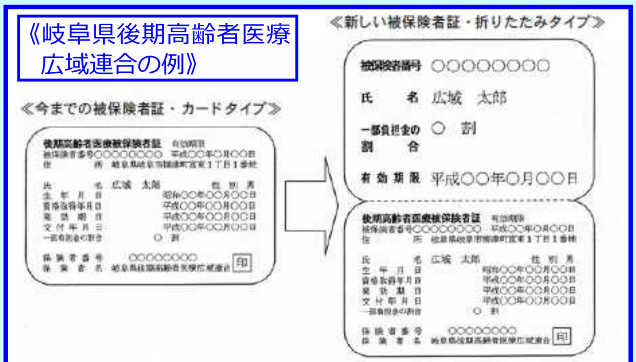
しかし、携帯に不便であり、他の医療保険証や約半数の広域連合ではカードタイプを採用していることから、栃木県の広域連合においてもカードタイプへの変更について継続的な課題として検討している。また、R3 年 3 月からマイナンバーカードによるオンライン資格確認システムの運用開始に向け、改めて被保険者証の型式について検討する予定である。

市としても、利便性向上に向けて働きかけていく。

国保保険証はかなり以前から世帯毎保険証から個別カードになり、携帯に便利になった。が、字は小さくなった。「携帯に便利」か「読みやすい」のどちらを優先するかは人によって異なる。「保険証小さすぎて困ります」(10/12朝日新聞“声”欄)の意見にも頷けるところがある。

一方、こうした意見への配慮からか、カードタイプから折りたたみタイプへ変更した広域連合もある。折りたたむだけなら裏面にも注意事項や臓器提供の意思表示欄が記載できると思う。多くの後期高齢者に使い勝手が良いように工夫して欲しい。

《折りたたみタイプへの変更例》
上段に被保険者番号、氏名、負担割合、有効期限、
下段はカードタイプと同じ内容



《会派下野市民派クラブの報告》

去る 8 月 3 日に開催した市民派カフェにて、皆様から頂いたご意見への対応について報告します。(一部重複)

1. コンプライアンス確立委員会を傍聴したい。

→ **(総務人事課長)**これまでの委員会での協議内容は個人情報に関わることが多かったので非公開としてきた。今後はそうした例はあまりないと思われる。委員会に諮り委員長が判断することなので、次回委員会で協議してもらう。(総務人事課窓口にて)

2. 公金詐取事件に係る損害額は確定判決が出たら、市は債権として全額予算書に載せるべきだ。

→ 単年度ごとの会計である。「予算編成時にはこの歳入予算額の見積もりができないので、1000 円を計上した。H30 年度に回収した公金は、H30 年度歳入歳出事項別明細書の備考欄に本件の弁償金であることを記載する。」**(市長、第 2 回定例会一般質問答弁)**

市ホームページの総務人事課コーナーでは「公金詐取事件に係る公金回収状況」を公表しています。

損害額3715万7619円、
回収金は130万2619万円(9月30日現在)

3. 下野市統計書を行政情報コーナーに置いて欲しい。(H30 年 7 月 29 日開催の市民派カフェにて)

→ H31 年 3 月中に発刊するとのことでしたが、何度か確認しても見つかりませんでした。10 月になって総合政策課でやっと入手しました。手作りの「目で見る下野市下野市統計グラフ」(49 ページ)です。数冊置いたとのことでしたが、補充されていなかったようです。情報コーナーに無かったら総合政策課窓口へどうぞ。

また、市ホームページ→総合政策課→統計グラフで検索、2011 年版から閲覧・ダウンロードできます。



2018.9月号 表紙

★農薬空散で散布している農薬は・・



広域防除推進事業として、水稲・麦類栽培に対する無人ヘリコプターによる農薬空中散布に補助金約 580 万円交付。散布農薬は　(経済建設常任委員会)

麦類：シルバーキュアフロアブル(エルゴステロール生合成阻害剤)：赤かび病・赤さび病・うどんこ病に有効

水稲：アミスタートレボン(アミスターエイトとトレボンエアーの混合剤)：成分アゾキシストロビン(いもち病・葉枯れ病に有効)、エトフェンプロフィックス(殺虫成分、即効性呼吸阻害：ツマグロヨコバイ、ウンカ類に有効) *ミツバチにも影響する*

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

6/18 ～ 7/12　村尾議会報告 No55 編集・印刷作業

【7月】

1　**議会運営委員会／議員全員協議会／県土整備委員会現地調査**（野木町）

2　環境問題を考える会（会計監査）

3 ～ 5　**議会運営委員会視察**（議会活性化について、帯広市芽室町、栗山町）

7　加藤ちほさん個人演説会（GT コミセン）

8　**市議会第1回臨時議会／経済建設常任委員会**／生活学校やよい会例会

9　**議会主催講演会「水道事業の現状と課題」**日本水道協会　紫藤廣公氏

13　市川房枝記念会連続講座「使い捨てプラスチックと海洋汚染」髙田秀重氏（東京）

14　環境問題を考える会総会・記念講演「農作物種子の保全と食の安全を考える」稲葉光圀氏／参議院選・加藤ちほさん応援（宇都宮市）

16　**議会運営委員会**

20　加藤ちほさん街頭遊説応援／水道水を考える市民ネット運営委員会

21　**消防団夏期点検参観**／下野九条の会

22　水道水ネット「水通信」発行作業／**正副議長・正副委員長会議／議員全員協議会**

25　法事（日立市）

26　市民との面談

27　**市議会主催議会報告と市民との意見交換会**／男女共同参画のつどい in 下野・映画「この世界の片隅に」鑑賞

28　**認定こども園薬師寺幼稚園竣工式**／ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議講演会「香害被害 イソシアネートのアレルギーが増えている／ビスフェノール A の免疫かく乱作用」（東京）

【8月】

1　障がい福祉セミナー「そうだったのか、精神障がい」第 1 回「精神疾患ってなんだろう」

2　市川房江記念会脱原発一日セミナー「原発ゼロで日本経済は再生する」城南信用金庫 吉原 毅氏／「原発立地自治体の課題」飯田哲也氏（東京）

3　ひと・まちづくり講演会「地域を学ぶ、人を学ぶ」中村祐司氏／会派下野市民派クラブ主催「市民派カフェ」・DVD 上映会「夜間中学校」

5　**議会全体研修**（タブレット導入について、大田原市議会）**／議会活性化調査特別委員会**

7　生活学校やよい会例会／**県南6市議会議長会主催研修会**「最近の大規模災害に学ぶこれからの地域防災」片田敏孝氏（佐野市）

8　県南地域の地下水をいかす市民ネット現地調査「結城市の水道事情」（結城市）／**いちご一会栃木国体下野市実行委員会設立総会**

17　自然に親しむ会・地蔵山整備（除草作業）

20　**中学生議会／経済建設常任委員会**

21　種苗条例案に関する報告・学習会（宇都宮市）

22　障がい福祉セミナー第 2 回「当事者に学ぶ精神障がい」

23 ～ 24 自治体政策研究交流会議・自治体学会（堺市）

24 ～ 25　全国自治体議員行財政自主研究会「2018 年度決算」菅原敏夫氏（東京）

26　**経済建設常任委員会**

27　環境市民会議「小山広域保健衛生組合リサイクルセンター見学」・講義「家庭の省エネ大作戦」野澤定雄氏

28　思川開発と栃木市の水道を考える会主催「蕪部浄水場見学と話し合い」（栃木市）

29　**議会運営委員会／議員全員協議会**／一般質問執行部からのインタビュー

30　会派下野市民派クラブ連絡会（市民派カフェまとめ）

31　つるカフェ市民講座・基調講演「自治医大病院で出来ること 出来ないこと、やりたいこと やらねばいけないこと」自治医大附属病院長 佐田尚宏氏（自治医大）

【9月】

1　**キンボール大会開会式参列**（南河内体育センター）／下野九条の会

2　生活学校やよい会例会

3　**議会運営委員会**（市民との意見交換会まとめ）／**視察「小山広域保健衛生組合リサイクルセンター」**

5 ～ 27　**市議会第3回定例会**

5、6、9、10、11、27 日　**本会議**

10 日　**村尾一般質問**

11 日　**村尾総括質疑**

12、13 日　**経済建設常任委員会**

17 日　**経済建設常任委員会委員長報告まとめ**／総務常任委員会傍聴

19 日　教育福祉常任委員会傍聴

25 日　**議会運営委員会／議員全員協議会**

11　第 1 回しもつけ福祉塾講演「あったか地域の大家族～富山型デイサービスの 26 年」惣万佳代子氏

14　**薬師寺保育園第1回運動会参観**／市川房枝記念会連続講座「高齢化社会と詐欺・悪徳商法被害について」宇都宮健児氏（東京）

18　障がい福祉セミナー第 3 回精神科病院見学と講話「日本の精神科医療、精神科病院」朝日公彦氏（小山市）

21　自然に親しむ会・地蔵山整備（除草作業）

22　下野市の水道水を考える市民ネット運営委員会

24　下野つばさの会／生活学校やよい会例会

26　**敬老会**／障がい福祉セミナー第 4 回「下野市の福祉事情」

28　**第二薬師寺幼稚園運動会参観／グリムの森フェスティバルオープニングセレモニー**／緊急集会「これで良いのかとちぎの種子条例」（宇都宮市）



9/29 ～ 30　議会だより第 54 原稿執筆

9/18 ～ 10/25　村尾市議会報告 No56 編集・印刷作業

■文章書くのが苦手。即理解できない、なかなか考えがまとまらない、表現に苦しむ、そして、いろいろと想いが広がって焦点がずれてしまう。会議やイベント、自主研修などで中断すると、忘れてしまいまた思い出しながら初めからやり直し･･･。こんな具合で遅筆の弁解。

■書くことばかりではない。全てのことが緩慢になった。頭の巡りが鈍く決断が遅い、身体は機敏に動かない。“老い”を実感。

■なのに、あれもこれもとバタバタの日々、もっとじっくりと、と自戒。